

社福第197-1号
河砂第63-1号
令和3年4月30日

対象社会福祉施設等の長様

埼玉県福祉部長 山崎 達也（公印省略）
埼玉県県土整備部長 北田 健夫（公印省略）

水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水想定区域内や、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設及び学校）のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者（設置者）又は管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。水防法や土砂災害防止法を所管する国土交通省は、令和3年度末までにすべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。しかし、水防法に関する県内の避難確保計画作成済みの社会福祉施設は約7割（令和2年10月末時点）、土砂災害防止法に関する作成率は約7割（令和3年3月末時点）にとどまっている状況です。

令和元年には、県内各地で台風による甚大な被害が発生しました。社会福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められていることから、まだ計画を作成されていない対象施設につきましては、速やかに計画を作成していただき、所在市町村の防災担当課に御報告くださいようお願い申し上げます。

また、水災害に備えた避難訓練につきましても実施してくださるよう、併せてお願いいたします。

なお、貴施設は該当施設と思われるため本通知をお送りしておりますが、既に避難確保計画を市町村へ提出済みである場合は御容赦くださるようお願いいたします。

記

1 対象となる施設

洪水による浸水想定区域内や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設

※施設所在市町村のハザードマップ等でご確認ください。

2 水防法及び土砂災害防止法により義務付けられていること

- (1) 避難確保計画の作成
- (2) 市町村の防災担当課への報告（避難確保計画を作成・変更したとき）
- (3) 避難訓練の実施

3 関連するホームページ

○埼玉県ホームページ

社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

○国土交通省ホームページ（洪水）

自営水防（企業水防）について 要配慮者利用施設の浸水対策

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※避難確保計画の作成状況については、当該ホームページで公開されています。

○国土交通省ホームページ（土砂災害）

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

4 相談・問い合わせ先

○所在市町村の防災担当課（河川砂防担当課が所管している場合もあります。）

県庁所管課電話 048-830-（各担当の番号）

【水防法に基づく避難確保計画等に関すること】

○県土整備部 河川砂防課 防災担当 5137

【土砂災害防止法に基づく避難確保計画等に関すること】

○県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 5141

【各施設所管】

○障害者支援課 施設支援担当 3314

地域生活支援担当 3317

○高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 3254

○少子政策課 子育て環境整備担当 3322

施設整備・指導担当 3328

施設運営・人材確保担当 3330

○こども安全課 養護担当 3331

○社会福祉課 生活保護担当 3280

医療保護・生活困窮者支援担当 3282

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さんへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

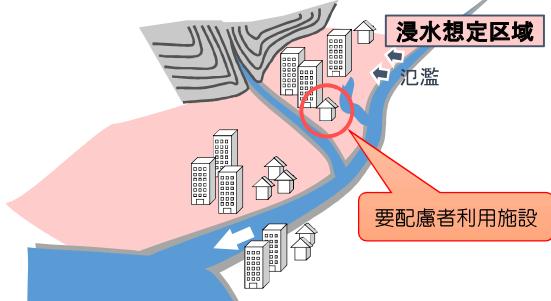
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例え
ば

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関するご質問

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関するご質問

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2 (H29.6.19)